

公益財団法人高知県産業振興センター となりの情シス交流会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、センター業務方法書第8条の規定に基づき行う、「となりの情シス交流会」（以下「本会」という。）について定める。

(目的)

第2条 本会は、県内の中小企業者の情報システム担当者、IT 担当者等（特に、企業内の情報システム部門の業務を一人で担当している担当者、いわゆる「ひとり情報シス」や、他業務と兼務する情報システム担当者）の交流を促進することで、会員及び会員が所属する企業の情報システムや IT 等に関する知識・技術レベルの向上、デジタル化、DX の推進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する次のいずれかの者とする。

- (1) 県内中小企業等の情報システム担当者又はこれに準ずる者
- (2) その他、事務局が認めた者

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) セミナーや交流会等の開催
- (2) オンラインチャットサービス等による会員同士の交流や情報交換等
- (3) その他、目的達成に必要な活動

(入会)

第5条 入会を希望する者は、事務局が定めた方法により申し込みを行い、承認された者とする。

(退会)

第6条 会員は事務局へ届け出ることにより、いつでも退会できるものとする。

2. 事務局は、次のいずれかに該当すると判断した場合、事前通知なく退会とすることができる

- (1) 本要領に違反した場合
- (2) その他、事務局が不適切と判断した場合

(免責事項)

第7条 事務局は、本会内で提供又は共有された情報の正確性、有用性等を保証するものではなく、当該情報に基づき会員その他の者が行った一切の行為及びその結果について、責任を負わないものとする。

(運営要領の変更)

第8条 事務局は、必要があると認めるときは、会員の承諾を得ることなく、本要領を変更することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 事務局は、交流会の運営において取得した個人情報について、公益財団法人高知県産業振興センター個人情報の保護に関する規程に基づき適切に管理し、本会の運営に必要な範囲で利用する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、センター事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は令和8年6月22日から施行する